

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250702	有限会社児島陸送(法人番号6260002017993) 代表者宮本憲一	岡山県倉敷市児島小川9丁目6-16	本社営業所	岡山県倉敷市児島小川9丁目6-16	輸送施設の使用停止(120日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、同条同項第2号及び同条第4項	令和6年4月22日及び同年5月22日に、情報提供を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	12
20250702	岡山スイキユウ株式会社(法人番号3260001001076) 代表者片山順二	岡山県岡山市南区泉田371-1	倉富物流センター	岡山県岡山市中区倉富367-4	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項及び同法第4項	令和7年4月11日及び同年6月13日に、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0